

保険料の免除制度について、お知らせします

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「申請免除制度」や「納付猶予制度」、「学生納付特例制度」があります。

◆◆平成29年度の免除申請期間◆◆

申請免除制度 (全額・一部)

免除の期間

平成29年7月から
平成30年6月まで

納付猶予制度 (50歳未満の方のみ)

免除の期間

平成29年7月から
平成30年6月まで

学生納付特例制度 (学生の方のみ)

免除の期間

平成29年4月から
平成30年3月まで

□申請免除制度

申請者本人のほか、配偶者・世帯主も所得基準の範囲内である必要があります。

免除には、「全額免除」・「3/4免除」・「半額免除」・「1/4免除」があり、前年の所得に応じて審査します

□納付猶予制度

50歳未満の方については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得に応じて、納付が猶予されます。

□学生納付特例制度

本人の前年所得が118万円以下の学生が対象です。

◎過去2年間に保険料の未納期間はありませんか？

申請時点の2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができます。

◎免除期間の保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。

ただし、平成29年度中に追納する場合、平成26年度以前の保険料には加算金がつきます。



お問い合わせ

日本年金機構新潟西年金事務所(国民年金課)

☎025-225-3012

市役所市民福祉部市民生活課 年金係

☎63-5112

または、各支所・行政サービスセンター 国民年金担当

第121回 恩賜金記念式典を開催します

相川の発展に多大な影響を与えた恩賜金への感謝と、佐渡金銀山の世界遺産登録への国内推薦に向け弾みをつけるため、第121回恩賜金記念式典を開催します。

今回からどなたでも式典から参加できます。事前にお電話でお申し込みください。(先着100人)

日時 7月22日(土) 午前11時～正午

会場 あいかわ開発総合センター

大集会室(相川栄町1番地)

日程 式典 午前11時～11時25分

講演会 午前11時30分～正午

講師 市文化財保護審議会会長

山本 修巳さん

演題 「尾崎紅葉と鉱山祭」

お問い合わせ

市役所相川支所 ☎74-3111